

不動産取得税の 主な軽減制度について

令和3年4月
岡山県

次に該当する場合は、不動産取得税の軽減が受けられることがあります。
詳しくは、岡山県税務課のホームページもしくは下記の県民局税務部にお尋ねください。

- (1) 公共事業の用に供するため土地や家屋を譲渡した方が、その譲渡した日(又は移転補償金に係る契約締結日)から2年以内又は前1年以内に代替不動産を取得した場合
- (2) 天災や火災により滅失又は損壊した日から3年以内に代替不動産を取得した場合
- (3) 取得した不動産が取得後1年以内に天災や火災により滅失又は損壊した場合
- (4) 取り壊すことを条件として家屋を取得し、使用することなく取得後6か月以内に取り壊しが完了した場合

※その他、「不動産取得税のあらまし(別添 A3両面印刷のちらし)」の2～3ページに、住宅用不動産を取得した場合の軽減制度について掲載しています。

不動産取得税の申告書等への マイナンバーの記載のお願いについて

☆提出される申告書又は申請書に不動産を取得された方のマイナンバーを記載してください。

〈マイナンバーの記載が必要となる書類〉
不動産取得税 土地・家屋申告書
不動産取得税 減額・還付申請書 等



☆個人番号を記載した書類を提出する際に、本人確認をさせていただきます。

【確認書類】

《取得者本人が提出する場合》

- ・マイナンバーカード又は通知カードなどマイナンバーを証する書類
(マイナンバーカード以外の場合は、併せて運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書)

《代理人が提出する場合》①～③のすべて

- ①委任状(税理士の場合は税務代理権限証書) ※裏面を参考に作成ください。
- ②代理人のマイナンバーカード又は運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書
- ③取得者本人のマイナンバーカード又は通知カードなどマイナンバーを証する書類の写し

※取得者本人又は代理人が郵送で手続きをされる場合は、上記の確認書類の写しを添付してください。

マイナンバーカードの場合は、裏表両面の写しを添付してください。



通知カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致しない方は、通知カードをマイナンバーを証する書類として使用できません。

マイナンバーカード又はマイナンバーが記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書がお手元にある方はご用意ください。

【お問い合わせ先(軽減申請等手続窓口)】

県民局		住所	電話番号	取得不動産の所在地
備前県民局	税務部不動産取得税課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	(土地、既存家屋) 086-233-9818	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
			(新築家屋) 086-233-9817	
備中県民局	税務部不動産取得税課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	(土地、既存家屋) 086-434-7019	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
			(新築家屋) 086-434-7018	
美作県民局	税務部課税課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1273	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町

※下線部は、必ず記載してください。

[委任状の例]

委任状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

(委任する内容の番号を○で囲んでください。)

1. 土地及び家屋の取得に係る不動産取得税の申告

2. 土地及び住宅に係る不動産取得税の軽減申請

(記入日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____

(必ず、委任者の方が自署してください)

生年月日 _____

電話番号 _____

取得者の方にお電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。